

9. 剰余金処分

(単位：千円)

科 目	平成19年度	平成20年度
	金 額	金 額
当期末処分剰余金	143,318,076	133,766,274
任意積立金取崩額	156,066	145,080
不動産圧縮積立金取崩額	156,066	145,080
計	143,474,143	133,911,355
剰余金処分額	143,474,143	133,911,355
社員配当準備金	89,227,951	64,963,472
差引純剰余金	54,246,191	68,947,882
損失てん補準備金	300,000	200,000
基金利息	2,328,000	2,328,000
任意積立金	51,618,191	66,419,882
基金償却準備金	38,700,000	38,700,000
基金利息積立金	-	1,263,145
価格変動積立金	10,000,000	25,000,000
社会公共事業助成資金	2,326,000	826,000
保健文化賞資金	60,000	40,000
緑の環境デザイン賞資金	50,000	50,000
不動産圧縮積立金	482,191	540,737

(注) 差引純剰余金とは、社員配当準備金を差し引いた後の剰余金をいいます。

10. 債務者区分による債権の状況

(単位：百万円、%)

区 分		平成19年度末	平成20年度末
小計	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	6,281	6,028
	危険債権	19,820	11,114
	要管理債権	2,842	2,528
	(対合計比) /	(0.54)	(0.41)
正常債権		5,337,155	4,748,469
合計		5,366,100	4,768,140

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 要管理債権とは、3ヵ月以上延滞貸付金及び条件緩和貸付金です。なお、3ヵ月以上延滞貸付金とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸付金(注1及び2に掲げる債権を除く。)、条件緩和貸付金とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行なった貸付金(注1及び2に掲げる債権並びに3ヵ月以上延滞貸付金を除く。)です。
4. 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、注1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権です。